

令和4年第1回臨時会（第1号）

令和4年1月27日（木曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 議案第 1号 令和3年度七飯町一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（17名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		15番	若 山 雅 行
	16番	川 上 弘 一			

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

経済部長兼土木課長	青 山 芳 弘	総務部総務財政課長	青 山 栄久雄
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部福祉課長	村 山 德 收	民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経済部農林水産課長	村 上 宏 樹

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長兼学校給食センター長 扇 田 誠 学校 教 育 課 長 倍 楼 司

○本会議の書記

事 務 局 長 広 部 美 幸 書 記 妹 尾 洋 兵
書 記 佐々木 宏 美

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

1番 横田 有 一

2番 神 崎 和 枝

午前10時00分 開会

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第1回七飯町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、本臨時会の招集に当たり、町長の挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

中宮安一町長。

町 長 挨 拶

○町長（中宮安一） 皆さん、おはようございます。本臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は令和4年第1回七飯町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御参集を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてですが、年末年始や成人式をはさんだ連休により多くの人が移動し、現在、全国的に爆発的な感染拡大となっております。感染力は強いものの、重症化率は低いとされるオミクロン株に置き換わり、急速な拡大によって医療機関などの関係機関において、医療崩壊など懸念されております。

七飯町においても、町政動向報告にも記載しておりますが、社会福祉法人「聖樹の杜 にじのはし」において、1月15日の発症者から1月26日までの期間で町内外の利用者及び職員計58名が陽性となり、クラスターと認定されています。

再開については家族への感染も増えているとのことから、見合わせているとのことであります。

この関係で本日の臨時会を欠席となっております宮田副町長の家族においても陽性者が確認され、現在、副町長は陰性ではありますが、渡島保健所の指示により濃厚接触者の10日間の自宅勤務と

なっております。七飯町職員にも1月24日に陽性者1名が確認され、他の職員への感染が懸念されましたが、濃厚接触者の扱いとはならず、役場業務も通常に行われております。

このほか、函館市及び近郊の感染者拡大の影響により、七飯町においても連日感染者が確認されております。

今回このような現状の中で、施設における大型クラスターの発生や町内の急増する感染者の多くは発熱など比較的症状が軽い方、無症状である方の割合が高いということが報告されており、陽性と判定された方は渡島保健所の指導により、自宅療養者として外出が制限されるという状況下にあります。

自宅療養期間中の食事や日用品の支給については、渡島保健所から必要となる日数分の提供があることを確認しておりますが、町といたしましても、今後さらなる感染拡大への可能性を見据え、感染者から要望があった場合の食事や日用品の提供については、必要に応じ積極的な支援を行ってまいります。

このように、急速な感染拡大を受けて、北海道においては、全道一円にまん延防止等重点措置が本日1月27日から適用されております。今後は北海道が示した規制や制限に沿って、必要な対策を講ずるとともに、さきに申し上げました感染者に対する食事や日用品の提供など、緊急性が求められる支出が伴う可能性があることなどから、専決における補正予算や予備費での対応が余儀なくされる場合もございますので、その際には寛大なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

一方、3回目のワクチン接種については、現在医療従事者の接種を進めておりますが、高齢者の接種についても原則2回目の接種後8か月を7か月に前倒しし、今月下旬より順次御案内しております。

また、感染者が急増している5歳から11歳までのワクチン接種については、国の方針に沿って3月以降の接種で準備を進めております。

本臨時会に提出いたします議案は、専決処分の承認及び一般会計補正予算の議案2件でございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し

上げますので、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、町政動向報告にも記載しておりますが、渡島檜山地方税滞納整理機構へ派遣しておりました職員、成田圭介さんですが、昨年12月16日に心筋梗塞で倒れ、その後合併症を併発し、12月25日にお亡くなりになりました。まだ46歳という若さで将来を嘱望されていた職員であり、極めて残念でなりません。

さらに、元町議会議長でありました坂田邦彦氏が町内の病院にて1月22日78歳でお亡くなりになりました。坂田氏は平成7年5月から、6期24年間の議員活動を通し、その間、通算10年1か月間議長を務められております。持ち前の政治信念と旺盛な行動力を遺憾なく発揮され、町民から限りなく尊敬されていた人物でありました。

ここに謹んで心よりお悔やみを申し上げますとともに、御両名の御冥福をお祈り申し上げます。

また、昨年12月12日ですが、車検期限切れ及び酒気帯び運転を犯した総務部所属20代男性職員を本年1月7日付で停職3か月の懲戒処分を行い、併せて報道関係者に公表をしました。このことは極めて遺憾なことであり、職員には法令遵守を徹底させるとともに、町行政の信頼回復に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

1 番 横 田 有 一 議員

2 番 神 崎 和 枝 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議

題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下 敏） 日程第3 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり令和3年度七飯町一般会計補正予算（第9号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

このたび、専決処分により行った一般会計補正予算（第9号）は、子育て世帯への臨時特別給付金事業について、既に令和3年12月定例会において児童1人当たり5万円の先行給付と給付に要する関連事務費の補正予算を計上し、前回議決をいただいたところでありましたが、その後、国で

は5万円のクーポン券配布事業の取扱いを市町村の実情に応じた対応も可能とすることに変更し、年内からでも10万円の現金を一括給付することができることとなったため、七飯町においても10万円の現金一括給付を選択し、その追加分の事業費を専決処分により補正を行ったところでございます。

年内12月24日の支給日から給付を順次開始し、1月25日時点での給付処理実績は3,457人、75.5%となっております。

それでは、補正予算となりますが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,964万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ126億4,456万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。7ページをお開き願います。

3款民生費2項1目児童福祉総務費は、子育て世帯への臨時特別給付事業費として、10節需用費は、事務用消耗品費に5万円、窓付き封筒作成用の印刷製本費に6万1,000円を追加。11節役務費は、案内通知等の発送郵便料に43万1,000円。12節委託料は、給付金事務システムに係る電算関係委託料に9万9,000円。18節負担金、補助及び交付金は、子育て世帯への臨時特別給付金で現金1人当たり5万円を対象人数4,580人分で乗じた2億2,900万円を追加し、事業合計で2億2,964万1,000円を追加するものでございます。

次に、5ページの歳入にお戻り願います。

14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金は、児童福祉費補助金として、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金に歳出と同額の2億2,964万1,000円を追加するものでございます。

提案説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 2点ほどちょっと質問させていただきますのですけれども、子育て世帯へ

の臨時特別給付金事業については、子ども手当の仕組みを使ってやる方法と18歳以下から、高校生、そういう人の中でやり方がちょっと違うというようなことを聞いておりました、その分けた進捗状況というのはつかんでいるかどうか。先ほど全体として75.5%という話だったのですけれども、そこをちょっと教えていただきたいのと、現金とクーポン、どちらでもいいということで政府から言われていると思うのですけれども、それに対して全て現金にした理由というか、判断したその状況、その内容をもう少し、私も現金で正解だったとは思うのですけれども、そのところをもう少し教えていただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、対象者、それに伴う区分けとございますか、まず12月末に支給した分に関しましては、七飯町から児童手当を受けている方になります。この方に関しましては町のほうに情報がありますので、対象者のほうに12月24日に既に振込済みとなっております。

それ以外の公務員や、あと高校生だけの世帯に関しては七飯町に情報がございませんので、これに関しては9月末現在に七飯町に住民票を置いている対象の子供の全世帯に案内文書等を送付して、いま現在受付を行っているところでございます。

あと現金にした理由とございますか、各世帯の個々の利便性を考え、最も活用しやすいということの考えの下、クーポンではなく現金ということで住民のことを考えての判断となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） ということはあれですか、児童手当を支給しているところについては全てもう終わったけれども、それ以外の通知をもらって口座を確認して振り込むという、そちらについてはどのくらい進捗しているのか、いつ振込になるのか、そこをもし分かれば教えていただければと思えます

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 申請不要の方に関しましては、3,139人分の振込を完了しております。今回は申請に基づくものに関しては今月末に318人分の振込の予定となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

日程第4

議案第1号 令和3年度七飯町一般会計
補正予算（第10号）

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第1号令和3年度七飯町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第1号令和3年度七飯町一般会計補正予算（第10号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第10号）ですが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,364万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ132億9,821万7,000円とする補正予算と、第2条は、繰越明許費の補正として、2事業を追加することについて第2表に定めるものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明申し上げま

す。9ページをお開き願います。

今回提案します補正予算の概要となりますが、主なものとして住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に約6億1,500万円、子供1人当たりにつき現金10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付事業について、これまで一定の所得がある世帯は給付対象外としていた世帯への町独自の給付金に約1,200万円、新型コロナウイルスのワクチン接種について3回目の追加接種と5歳以上11歳以下の子供へのワクチン接種開始に伴い、約710万円を増額補正するものが主な内容となります。

最初に、3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉総務費（地域福祉）として、1世帯当たり5,000円のアップル商品券を福祉灯油として助成している福祉灯油事業助成券購入費について、今後さらなる増加の申請が見込まれるため、扶助費に39万円を追加。次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費は、住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ1世帯当たり10万円を給付する事業で、対象世帯を5,000世帯と見込んでおります。

経費の内訳となりますが、1節報酬は、会計年度任用職員の報酬として648万8,000円。3節職員手当等は、職員の時間外手当に90万1,000円、会計年度任用職員の期末勤勉手当として113万3,000円を追加。4節共済費は、会計年度任用職員の社会保険料に127万5,000円、雇用保険料として6万1,000円を追加。8節旅費は、会計年度任用職員の通勤手当分として31万4,000円。10節需用費は、事務用消耗品費に3万3,000円、封筒作成の印刷製本費に39万6,000円、庁舎用の電気料として17万4,000円を追加。11節役務費は、案内通知等の発送郵便料として非課税世帯に141万円、家計急変世帯分に14万円、庁舎用の電話料に5万5,000円、周知用のチラシ折込手数料に16万5,000円、口座振込手数料として132万円を追加。12節委託料は、給付システムに係る電算関係委託料として39万6,000円を追加。13節使用料及び賃借料は、事業用端末機のリース代として電算関係借

上料に65万6,000円を追加。18節負担金、補助及び交付金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯当たり10万円の給付を対象世帯6,000世帯で試算した6億円を追加し、事業合計で6億1,491万7,000円を追加。

なお、この事業の事業期間は令和4年12月までとなることから、繰越明許費の設定を併せて行うものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費は、子育て世帯への臨時特別給付事業費（臨時交付金事業）として、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、現在先行して行っている高校生までの子供がいる世帯に対し、1人当たり現金10万円を給付する事業について、国の給付基準である所得制限により対象外となった世帯に対し、町独自に給付するもので、事業の財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する事業でございます。11節役務費は、口座振込手数料として2万7,000円を追加。18節負担金、補助及び交付金は、子育て世帯への臨時特別給付金で現金1人当たり10万円を対象人数120人分で乗じた1,200万円を追加し、事業合計で1,202万7,000円を追加。

次に、4款衛生費1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、ワクチン3回目の追加接種分と5歳以上11歳以下の子供への接種開始に伴う事業費の追加で、1節報酬は11ページに移りまして、会計年度任用職員の報酬として139万6,000円。7節報償費は集団接種時の協力医師等への謝礼金に357万1,000円。10節需用費は、事務用消耗品費として50万円。11節役務費は、町外接種分に係る国保連合会への手数料に52万5,000円。12節委託料は、総合行政システム端末設定委託料に55万円、ワクチンの管理委託料に33万円を追加。17節備品購入費は、一般備品購入費として30万円を追加し、事業合計で717万2,000円を追加。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費は、農業支援対策事業費として、町内の2軒の農家が農業用作業機械の購入について国の補助制度

に採択されたことから、強い農業・担い手づくり総合支援交付金に403万3,000円を追加。

5目町営牧場運営費は、町営牧場作業車管理費として城岱牧場で使用しているトラクターの老朽化が著しく、修理に多額の費用を要することからこのたび更新するもので、牧場作業車購入費として1,205万5,000円を追加。

なお、牧場作業車の購入については、発注から納期までに相当な期間を要することもあるため、併せて繰越明許事業の設定をするものでございます。

次に、7款商工費1項1目商工費は、ふるさと納税事業費として、役務費はふるさと納税の寄附件数の増加に伴い、返礼品の送料に予算不足が見込まれることから、宅郵便料に240万円を追加。使用料及び賃借料は、ふるさと納税事業に係るポータルサイト利用料の決算見込みを踏まえ280万円の減額となり、事業合計で40万円の減額。

2目観光費は、民放テレビ放送局が制作する地域情報番組に七飯町を取り上げてもらい、番組制作するための手数料として11万円を追加。

次に、8款土木費2項2目道路橋りょう新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業費（道路）として、現在整備が行われている町道峠下2号線の改良拡幅工事について、令和3年度中に予定していた用地買収と支障物件の移転保証が地権者との調整不調により契約にまでは至らない状況のため、工事請負費から委託料に予算を組み替えるもので、工事請負費の峠下2号線改良舗装工事4,000万円を減額し、委託料の峠下2号線ほか用地測量設計委託料に4,000万円を振り替え、事業費及び財源の変更は伴わないものであります。

続いて13ページに移りまして、10款教育費2項1目学校管理費は、校舎等営繕費（小学校）として、七重小学校の暖房機修繕及び峠下小学校の外灯修繕が必要となったため、校舎ほか修繕料に22万3,000円を追加。

3項1目学校管理費は、校舎等営繕費（中学校）として、七飯中学校及び大沼岳陽学校の暖房機修繕が必要となったため、校舎ほか修繕料に9

0万8,000円を追加。

次に、13款職員費1項1目職員給与費は、職員手当等として新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係る職員の時間外手当分として221万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

10款地方交付税1項1目地方交付税は、普通交付税として、令和3年度の普通交付税決定額によりこのたびの補正用財源、収支調整分として、1,500万円を追加するものでございます。

14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金は、保健衛生費負担金として、歳出における新型コロナウイルスワクチン接種の増額補正に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種負担金に357万1,000円を追加。

2項1目総務費国庫補助金は、総務管理費補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和3年12月に成立した国の補正予算追加交付金を財源に995万円を追加し、子育て世帯への臨時特別給付金の町独自事業の給付金に充当します。

2目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金として、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金は歳出の事業費と同額の6億1,491万7,000円を追加。

3目衛生費国庫補助金は、保健衛生費補助金として、歳出における新型コロナウイルスワクチン接種の増額補正に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金に581万5,000円を追加。

次に、15款道支出金2項2目民生費道補助金は、社会福祉費補助金として、歳出に計上した福祉灯油事業に係る北海道の交付要綱が改正され、七飯町の交付額が当初の60万円から90万円に引き上げられたことによる差額の増額分として、地域づくり総合交付金に30万円を追加。

4目農林水産業費道補助金は、農業費補助金として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金に歳出と同額の403万3,000円を追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金として、このたびの補正用の収支調整分として6

万3,000円を追加するものでございます。

最後に3ページにお戻り願います。

第2表は、繰越明許費の補正でございます。

追加となるのは、3款民生費1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業として6億1,491万7,000円。6款農林水産業費1項農業費、町営牧場作業車更新事業として1,205万5,000円を追加し、2事業の総額で6億2,697万2,000円を追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 簡単なところ1点だけお尋ねをします。町営牧場のトラクターの購入のことでお尋ねをいたします。

24年使って、故障していて使いものにならないと、修理費も大分かかるということで、買い換えると、これはよろしいのですが、故障したトラクターの処分については、下取りという前提で何かお考えのようですが、これは物によるのですけれども、エンジンがかからないこういった機械でも、今はオークションにかけたり専門に下取る業者がいるのです。こういうところにきちんと見積もりをしていただいた上でこういう決定をされているのかどうか。下取りするということになれば、買うメーカー1社だけの言い値になりますので、広く見積もって少しでも町の財政に寄与するようなやり方が選択できないのかお尋ねいたします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、お答えしてまいります。

平成9年度に購入しておりますトラクターでございますが、今回、議員おっしゃるように下取りとして考えてございまして、更新する機材の価格から差し引いた価格で購入を考えてございます。

議員のおっしゃるとおりオークションなどの方法があると思いますが、下取りするトラクターにつきましては急傾斜地で使用しており、機材自体

が劣化しているものでございます。かつトラクターのメインでありますエンジン自体も破損しております。自走できない不動車となっております。そのため、価格がつかない場合は改めて処分費用などを予算化して処理が必要というふうになると考えておまして、下取りとして取り扱って新規購入するトラクター価格の低減につなげたいと考えてございますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） やって損はないと思うのです。業者の方に見ていただいて、例えば値段がつかないとか、これは下取りするよりもはるかに安い金額しか提示されなければそのとおりのすべいのですけれども、やはり比較対象をきちんとし、少しでも、5万円でも10万円でも多く残るようなやり方が正しいのではないかなと思いますので、その点はいかがですか。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 今回につきましては、下取りするトラクター自体が相当劣化しているというように考えてございまして、今回購入させていただくトラクターにつきましても高額になるものですから、購入価格の下取りとして評価していただいて購入価格を低減させたいというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 平松議員の御指摘、確かにオークションというのが高く売れる可能性、これがメリットです。ただ、メリットだけではなくデメリットもあるということで、やはりオークションをやると知らない方が当然入ってきます。今、課長からもありましたが、対象となるトラクターは結構年数もたって価格がつきづらいということで、うちとしても下取りにさせていただき、やったほうが安価で新規に買うトラクターのほうに生かされるのではないかと。オークションであればそういうメリットとデメリットの比較したときに、やはりオークションは個人売買という扱いになりますから、七飯町がどういふふうにかこの告

示をして、その方がどういふふうを受け取ってオークションで落としたかという状況もお互いに意思の疎通がうまくつかないと、それで、落としたはいいがそのものが写真を見ただけで判断されますから、状態、それをどこまで知って買っているのかという、オークションを入れているのかということも問題になってきます。

そういう部分で、後々訴訟ということもあるということも実際オークションでありますので、そういう部分についてはやはり慎重に対応しなければならないとまず考えております。

下取りについては、やはり農機具メーカーのほうに一般的に行っているのが通常でございまして、そういう部分も鑑みながら判断したということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 結果的にはそういうことになる可能性がかなり高いと思います、古いですから。ただ、やはりオークションだけではなくて、買い取り業者という、今そういう仕組みが相当世の中に出回っています。年式だけである程度の金額出しますし、実際に買い取るという話が進むようになれば現物を見て、さらに精査した値段を提出します。それと見比べるということがあってもいいのではないかなという質問なので、それで何百万円も違うということには多分ならないとは思うのですけれども、やり方としてそういうことも検討していただけないかなという質問です。もう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 平松議員の御指摘です。

今後そういう部分ということは、やはり検討の余地はあると思います。ただ、検討してそれが採用されるかということは疑問符でございまして、あくまでトラクターが故障して修理ということで、出したときに高額な修繕費がかかると、当然そのときに業者見えます。これをもしやたらどのくらいの値段つくかということで、なかなか厳しいねというお声をいただいておりますので、やはりそういう部分も生かして今回判断させ

ていただいたということでございます。

下取りメーカーについても、なかなかそういうところの専門というのがうちのほうの入札の関係もございまして、いろいろ手続の関係もございまして、そういう部分のほうの検討しながら考えていきたいと思っておりますので、全く何か比較しないということではなくて、あくまでそういう専門家の声も聞いている中で判断したということ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 一般の10ページの一番上の補助費、福祉灯油の助成事業購入券、購入費に39万円ということで補正が組まれました。この令和3年度の当初予算は何人分で組んで、現在どのくらいの申請になっているのか。足りなくなりそうということでの追加だと思うのですが、その辺についてまずお伺いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、いま現在の福祉灯油の申請状況等をお答えさせていただきます。

当初令和3年度予算430万円計上してございます。430万円でございますので、世帯としては860世帯分を当初で計上させていただいております。

それで現在の申請決定状況でございますが、令和4年1月26日現在の申請件数については853件でございます。この数字については、令和2年度の決算で1年間で849件ということでございますので、現在、昨年度の数字を上回る申請を受け付けているというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） この福祉灯油については、国が実施しているところに対しての特別交付税措置をするということで、2分の1の補助をするということを表明しておりますけれども、そういった国の動きといいますか、交付税に関するそういった情報はどう把握してこの予算にどう今後反

映されるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 現在の今回補正になった部分についてのことでございますが、取りあえず今回の歳出については、今後見込まれる件数について増やす部分でございますので、853件から見込みで938件になるということで、歳出のほうは39万円増額させていただいております。

また、この補正分に伴いまして、先ほど総務財政課長も説明したとおり歳入のほうで北海道の地域づくり総合交付金、こちら道の交付要綱改定になりましたので、当初予算60万円の歳入だったものが90万円に、30万円増えるというところでございます。こちらについては、道の要綱が当初120万円に対して2分の1で60万円の当初予算が道の交付要綱が1.5倍になったということで180万円の2分の1で90万円ということで、30万円の歳入が増えたというところでございます。

それで普通交付税については、今回この部分については福祉灯油の全体の予算の部分特別交付税の対象になるというところでは通知は来ているというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 国の交付税措置は、町で実施している事業の50%の補助というふうに認識していたのですけれども、今答弁なされたのは道のほうの補助金の関係で、従来60万円だったのが90万円ということで上乗せされたという答弁なのですけれども、国のほうの交付税措置のそういった通達とかそういう情報はどういうふうに把握をしておられるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 福祉灯油事業の助成事業については、特別交付税で措置されるということにはなっておりますけれども、まず事業費については決算見込みで469万円、これに対しての北海道から交付される金額が90万円、この差額379万円、この枠に対して特別交付税が何ぼ措置されるかというのは、これは実際に数字は申請して決定されるまでには3月になりますの

で、具体的には幾らが交付されたかというのはこの場では正確に申し上げることはできませんので、その点について御了承願いたいと思います。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。
若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 7か所くらい何かちょっと確認も含めて質問させていただきたいと思うのですが、今、同僚議員が説明あったまです1点目、ページでいくと一般の9、10、社会福祉総務費（地域福祉）福祉灯油、これの助成金として39万円上げておりますけれども、先ほど当初9月の補正で860人分計上して、既に853件申込みがあったと。今回のやつを単純にその5,000円で割ると78人とか中途半端な数字になっているのですけれども、この数字の根拠というか、出し方、申請の去年との比較での流れだとか、それからいってこの数字で本当にいいのかどうか、対象者としてこれで全部なのかどうか。そこのところをちょっと考え方を教えていただきたいというふうに思います。

2点目としては、次、同じ一般9、10で住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費として国からお金をもらってやるわけですが、これについては、先ほど話をしていた所得のない世帯、住民税非課税世帯、それと事前にもらった資料とかでいくと家計急変世帯とかという概念があるようなのですけれども、これについてはトータルでいくと約6億円ですから6,000人になるのかなと思うのですけれども、このつかんでいる割合がもし分かれば教えてほしいと思うのと、この非課税世帯については、先ほどあった福祉灯油の対象者は当然入るというふうに考えていいのか、福祉灯油選定の概念としていろいろあるのですけれども、そのあれから漏れるケースもあるのかどうか。ちょっとこの基準、それがなかなか分からないのでもし分かれば、福祉灯油対象になる人は当然この10万円の対象になりますよということと言い切れるのかどうか、そこのところをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと同じページの子育て世帯への臨時特別給付事業というのは、これは所得制限、九百何十万円かの所得制限を受けて対象外になったそういう

世帯に対して、これでいくと120世帯あるようなのですけれども、そこにさらに10万円を支給するという、そういう予算なのですけれども、高所得の方たちにさらに10万円を支給するという、あえて町の政策として支給するというのは、これはどのような政策効果、経済効果だとか福祉効果だとか、どう考えてこういう政策になっているのか。高所得なのだから国もそれは要らないと認めたのに、なぜそこにあえて10万円、120世帯ですけれども、やるのかというところを考え方をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、同じ9ページ、10ページ目のところの新型コロナウイルスワクチン接種事業717万2,000円、これは低年齢の方に新たにワクチンを打つということで予算化されているわけですが、ちなみに子供たちにワクチン接種するときには、何か特別な予約の仕方だとかそういう工夫、そういうものを何か考えているのかどうか。今までと同じ仕組みでやろうとしているのかどうか。そこのところのもし工夫があれば、ワクチンの量が違うとかそういういろいろなものがあるので、そこのところの考え方についてちょっとわかれば教えていただきたいのと、今回の予算とは関係ないのですけれども……

○議長（木下 敏） 予算に関係ないことは質問しないでください。予算に関係あるということで、今、質疑受けていますので。

○15番（若山雅行） すいません、口ぐせなので、無視してください。

直接はあれということではないので、少し関係があるということで御理解ください。

NHKのデータ放送で、ワクチン接種状況だとかワクチンの接種の仕方だとか予約の仕方だとかデータ放送されているのですけれども、去年はたしか七飯町も載っていたのですけれども、いま現在載っているのは函館市と北斗市と森町なのですけれども、なぜ七飯町が載っていないのかなど。ほかのところのあれで見ると、追加接種3回目の予約についてとか初回接種1、2回目の予約についてとか、接種率何パーセントとか、そういう情報が載っていて七飯町が載っていないのですけれど

ども、これについてなぜなのかちょっと、なぜ落ちたのかそこをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、次、一般11、12ページで、町営牧場作業車管理料、先ほどのトラクターですけれども、いま現在トラクター3台あるようなので、その1台が壊れたと。これについては、今、補正予算組まなくても来年度の予算で充分間に合うのではないかなと思うのですけれども、今の補正で組むその理由、そのところを、契約だとかいろいろ時間かかるかとかというのですけれども、全く1台もないのであればしょうがないかもしれないのですけれども、いま現在2台まだあるわけですから、その考え方をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、一般11、12ページのところの社会資本整備総合交付金事業（道路）ということで4,000万円上がっております。予算の組み替えという説明だけでしたけれども、この予算の組み替え、これなぜ発生したのかということ。どのような内容なのかということ詳しく説明していただきたいのと、以前にも予算の組み替えがあって追加でその工事の金額を増やしていくところがあったのですけれども、峠下2号線ほか用地測量設計委託料になっておりまして、2号線ほかのほかかというのほどになるのかどうかというのと、峠下2号線の300メートル工事がある程度終わってちょっとまだ残っているということなのですけれども、それがどのくらいの大きな工事で何メートルの道路をどのくらいの予算規模でやろうとしているのか全く説明がないのですけれども、設計委託だけ4,000万円ぽつと上げるということは、さらに追加の工事の計画があるのかどうかそのところの説明をお願いしたいなと思います。

あと最後のところになります一般の13、14で、職員給与費で少ない金額220万円ですけれども上がっておりまして、これは何か説明を聞くと正職員の時間外の補正分なのということなのですけれども、この時間外の算出の根拠、こういう計算でこのくらいの金額になるんだということ、時間外で過剰に労働になっているという、僕

最初この予算見たときは、人を1人雇うのかなというような印象があったのですけれども、時間外ということなので、時間外、働かせ過ぎとか、その辺ところの管理についてはどのように行っているのかどうか、そのところを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、ページで見ますと10ページの福祉灯油でございます。

福祉灯油の今回の積算方法でございますが、実際、毎月毎週決定申請して受付して決定しております。

それで過去の25年間から令和2年度までの大体月別の申請者数等を勘案しまして、ぎりぎりラインで39万円あれば間に合うペースで申請、例年のデータを基に算出すると39万円で間に合うのかなという積算をしております。

ただ、先ほどの質問とかぶりますけれども、住民税の非課税世帯の臨時給付金なのですけれども、こちらの給付金のほうは住民票上の世帯単位で支給対象世帯というのが決められてございますが、福祉灯油については実際に一つ屋根の下で暮らしている世帯でございますので、住民票上の世帯とは、例えば、ある家に住民票の世帯主が2人同じ家に住んでいるとか、3人一緒にいると、というようなその3人の世帯主の状況の中で、それぞれみんな非課税であれば福祉灯油の対象になりますという形でございます。

それで特別給付金でございますが、あくまでも住民票上の世帯主だけでいきますので、家に何人世帯主がいようと世帯主が5人いればそれぞれ支給されるという制度でございますので、実際の世帯主と住民票の世帯主というところで若干支給対象が変わってくるというところでございます。

福祉灯油のほうについても今回特別給付金の案内に併せてまた周知させていただきますので、39万円の今回の補正以上になる可能性もあるかもしれません。そんなところら辺にはまた3月で必要最低限の部分を補正させていただき、対応させていただきたいとは考えてございますので、いま現在のデータでは39万円の想定で補正をさせて

いただくという考えでございます。

2点目の住民票上のさきほど支給対象世帯の考え方については、さっき言ったような支給対象の世帯で住民票上と実際の世帯と違いがあるという説明でございます。

そして特別給付金の18節の6億円の部分でございますが、住民税非課税世帯の対象となると思われる世帯数がおおよそ5,000でございます。

そして家計急変世帯でございますが、こちらは1,000世帯を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、私のほうから子育て世帯への臨時特別給付金事業についての政策的なことについてお答えいたします。

地方創生臨時交付金を活用することにより、子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となった世帯へも親の収入にも関わらず、変わらずコロナ禍で家計の急変を受けているため、子供一人一人平等に支援する必要があると考え、所得制限撤廃により不公平感を解消するため実施するもので、120人分を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、私のほうからワクチン接種に関する内容について答弁させていただきたいと思います。

御質問にありました低年齢、5歳から11歳の子供たちに対する予約の内容ということをどのように考えているのかということでございますけれども、町としましては、この低年齢の方に対して、町内の小児科医、三つありますけれども、その3医療機関にお願いして、ここに特化していただくような対策を今講じているところでございます。

また、接種日につきましても一般の方と混在することがないように特定の日を設けまして、そこに低年齢の方を集中させて接種してもらおうという方法論を今進めているところでございます。

また、NHKのデータ放送の関係でございますけれども、函館北斗は当初、去年の春先からワク

チン接種が本格的に始まったのですけれども、七飯町としましてはワクチンの供給自体も若干ちょっと不明確なところがありまして、まず供給量が確定してから接種に至るというような判断の下にやっていたものですから、多少1か月から1か月半くらいの2市との遅れがあるということで、いま現在医療機関の従事者の方、接種のほうを行っていただいておりますけれども、今後高齢者に移行した場合には、接種率等もだんだんと把握できてくると思いますので、それ次第で掲載していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 城岱牧場トラクターの件でございます。

現在2台あります機材は大型タイプ1台と小型タイプ1台でございます。メインで使うのは大型タイプ2台がメインとなります。そのうちの1台がこのほど故障しているわけでございますが、議員のおっしゃるとおり令和4年度購入に向けて検討してございましたが、通常メーカー在庫等があれば数週間で納品とかというのは可能であるというように聞いていたのですが、このほど自動車なども報道されているとは思いますが、新型コロナウイルスの関係で納品までに相当期間を要する可能性があるということの情報がありまして、そのため前倒しになりますが、このほど予算を計上させていただいて繰越明許事業を設定させていただきたいというような提案でございますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） それでは6点目になりますが、峠下2号線の関係でございますが、総務財政課長が提案説明で申したとおり、令和3年度中に予定しておりました用地買収と支障物件の移転保障が地権者との調整不調により契約まで至らなかったということによって、工事請負費が多分その区間が工事ができないということから、工事請負費が未執行になるということでございます。

それらを踏まえまして、この社会資本総合整備交付金事業の概要というのでしょうか、一応七飯

町としては峠下2号と峠下4号の新道川より上に向かう小学校までの交差の区間ということでエリアということで考えておりますので、今回の360メートルの部分は現状そういう事情がありまして工事費の執行が一部できないということが発生したと。それで、今後まずは峠下4号線、これは新道川から上の部分になりますが、その部分と360メートル先の2号線の線路、道路の線形、そういうものはっきりまだ決まっておられませんけれども、将来に向けた線形の部分を用地測量等をさせていただいて、今後の社会資本総合整備交付金事業のほうに向かっていきたいという準備に振り替えするというものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 職員費の時間外手当について御質問されておりますけれども、こちらについては新型コロナウイルスワクチン3回の接種分の時間外手当の計上となっております。

こちら子育て健康支援課のほう为主体となっていて行っておりますけれども、担当係長、担当保健師、またほかの保健師3名、あとは事務職、これらの人数を含めまして適宜積算されている金額だと思います。こちらは2月から3月まで、間には集団接種で土日開催するというものも含まれているので、このような金額の計上が上がってきております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 分かったのもあるし、さらに確認したいのもあるのですけれども、まず社会福祉総務費の地域福祉、福祉灯油、これの関係については、これは申請があつて該当すれば全員に配るので、予算足りなければまた必ず補正をしなければいけないものなので問題ないと思うのですけれども、78人、79人とかそんな中途半端なあれではなくて、もっとたくさんにアナウンスしてもっと利用してもらおうような、そういう働きかけのようなのができないのかなという感じがあつて、思いました。

先ほどの説明からいくと確認なのですけれども、帳簿上の世帯と実際の世帯とのあれで福祉灯

油はあるということなのですけれども、先ほどのあれでいくと、福祉灯油は厳格なので福祉灯油対象者は10万円の特別給付の対象になると考えていいんだなと思ったのですけれども、それでいいかどうかをもう一度確認させてください。

それと、所得制限を設けて子育て世帯に対するあれについて、政策的な内容、聞く話だと何か学校で手当もらう子供ともらわれない子供で何かいじめがあるとか、そういう話を聞いたことあるのですけれども、収入が多い人に対してさらにそれをあえて配る理由、そこも積極的な説明がちょっと足りないような感じがするのですけれども、どうなのかなと。こういう理由であれするんだというところをもっと、ただ単純に予算がそれだけあるのでやるんだというようなニュアンスなのですけれども、そのところもう一度ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、NHKのデータ放送の関係でいくと、函館北斗だけではなくて森町も提供して町内の何とかクリニックで予約受けられますよとか、そういう情報を流しているわけです。先ほど言ったように、ワクチンの入荷状況を見てどうのこうの、それも含めて情報として流せばいいのではないかなと思うのですけれども、載っていないこと自体に対してちょっと不安を覚えるわけです。3回目の電話予約が通じないとか何とかというお年寄りもたくさんいますし、そういう利用できるものはいま現在のものでどんどん利用すべき、どのくらいやっている、どこでやるとかというの、どんどん説明すべきだと思うのですけれども、その辺の見解をもう一度お願いしたいなというふうに思います。

それと、大人と子供の接種の仕方についてどのようにやるかというのは、これから検討するというようなニュアンスですけれども、それについてしっかりその違い、間違つて大人の分を注射したりしないように、あるいは予約もスムーズにいくように、集団接種がいいのか個別のあれがいいのか、子供たちが接種した人とならない人と学校での取扱いのあれだとか、そういうことがないような、いろいろ考えると問題があるし、親としては子供にそのワクチンを打つことに対して非常に心

配することもあると思いますので、その辺の情報提供とか、こういうことだということをごんごん出してもらいたいなと思ひまして、そこも含めて今後の対策を進めていただければなというふうに思ひます。

それとトラクターの件は分かりました。確かにパソコンのプリンターが在庫がないとか、いろいろなコロナの影響を受けて、頼んでもなかなか来ないというような状況があるようなので、今回早めに手当をするということは了解いたしましたので、それは良しといたします。

あと峠下2号線、4号線の件なのですけれども、これ全体的にどのぐらいの予算のあれなのか。我々にはまだ2号線のことしか説明を受けていないし、どのような完成イメージ、全く説明を受けていないのですけれども、その中でこれで行くと、測量設計委託料だけ4,000万円、こういうふうには振替すると予算的には対国の関係ではきちとやり取りが可能なのでしょうけれども、実際その峠下の2号線、4号線の道路を幾らかけてどういうふうにするのかというところの議論をほかの道路との関係とか、その辺の議論をしっかりとされてるのかどうか、そこを用地測量設計をするということは、もう着手するということではないかなと思ひますので、そのところの説明が足りないと思ひますので、もう一度説明をいただきたいなというふうに思ひます。

それと、職員給与費の221万4,000円の時間外手当の関係ですけれども、聞いたかったのは1人2時間時間外するとか、土日に出るとか、どういふ計算で時間外ができていふのかと、1人に過重労働になっていないのかどうか、その管理の仕方、二百何十万円の予算を、何人分なのかも分からないのですけれども、そのところの予算だけではなくて、労働実態の管理についてどうなのか、そのところを聞いたかったのもう一度お願いしたいなと思ひます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開い

たします。

議案第1号令和3年度七飯町一般会計補正予算（第10号）の質疑を続けます。

若山議員に対する答弁より入ります。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、10ページでございます。

社会福祉総務費（地域福祉）の福祉灯油のことでございますが、議員から質問にあつたとおひり余裕のある金額の補正すればいいのかなという趣旨の質問だと思ひますので、実際この1月末の段階で補正してある程度余裕のある補正をしたとしても、例えば3月で少し多かつたなといつた3月にまた減額補正する、わずか1か月ぐらいで減額補正するのちよつとあれですし、決算のときに多額の不用額を発生させるのちよつと事務としてはなかなか精度の高い仕事といえないのかなと思ひますので、対外的には多くとつたほうで町民に対してもアピールになるのかもしれないが、実際必要最低限のものを議会のたびに追加補正をお願いしていきたいという考えでございます。

続きまして、福祉灯油の対象者と給付金の対象者でございますが、対象世帯については大枠では住民税非課税世帯の臨時特別給付金の対象となる世帯については、福祉灯油の対象世帯になるというふうにも考えてもいいものがございますが、ただし、住民税非課税世帯の臨時特別給付金の対象世帯でございますが、その世帯については皆さん非課税であるというところでは対象なのですが、例えばその方の誰かが遠くに住んでいふ息子さんであつたりとか娘さんであつたり親族だつたり、別に住んでいふ方が課税者で確定申告、年末調整等でその世帯の対象となる非課税の方誰かを税の控除にしている場合については、その家は臨時特別給付金の対象世帯とならないという通知もきてございますので、大枠では該当になるのかなと思ひますけれども、手続進めていって調査して非課税の者が課税者に税の控除の扶養になっていふ場合は、その分は世帯としては違つてくるというところがございますが、対象世帯としてはさほど数は多くないのかなと思ひますので、

大枠としては大体同じ世帯が給付金の世帯が灯油の世帯という考えで間違いないということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、子育て世帯への臨時給付金の事業についてお答えいたします。

国のほうではその所得の制限の対応について、例えば共働き世帯であっても片方の所得の高いほうの所得の制限しか見ないというふうになっております。片方はお一人が働いている場合は一人の収入、共働きになりますと合算しては見ないため、その所得制限のラインの部分で不公平感が生じます。

よって、国のほうでは今回臨時交付金を活用して、その所得制限を撤廃しても良いということを示しておりますので、町としましてはそちらの国の考え方に合わせて今回撤廃して計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、ワクチン接種の関係でございますけれども、まずNHKのデータ放送の情報提供でございますけれども、これについては今のところ先ほど申し上げましたとおり、医療従事者のワクチン接種を今優先的に行っている状況でございます。高齢者についてはいま現在予約を取っている状況でございます。これまで接種率だとか接種済みの人数、そういうものを情報提供として行ってまいりましたが、今後アナウンス効果も含めて知り得る情報、確定した情報については、早急にデータ放送のほうに反映させていただきたいというふうに考えております。

また、低年齢の方の接種につきましては、3月中旬以降これを本格的に実施していきたいということで、現在計画をしております。

これについては、現段階でも医療機関の先生方と調整確認を取りながら、どのように行っていくべきか、間違えがないように接種するにはどのような対策が必要なのか、その辺も検討しながら3

月中旬に向けて整備していきたいと、そういう体制を確立していきたいというふうに考えております。

また、最後の職員費の時間外の関係でございますけれども、これについては2月、3月で前倒し接種ということもございますので、当初計画は1回でしかしていなかった集団接種が3スパンに分けて3ブロックに分けて行いたいということで、計5日間の集団接種を予定しております。

これに関わる保健師の時間外、そして事務職員の時間外、25名の職員が従事するという計画で進めておりますので、またそのほかにも通常業務前倒しに係る業務も発生していることから、日々の業務も加えて221万4,000円の補正をさせていただいているという内容でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） それでは、若山議員の質問にお答えいたします。

まず道路事業の関係でございます。

これは、当初まずは通常の前向きといたしましては、初年度に測量設計委託業務をやります。それに基づいて用地買収の面積とか保障物件の金額、工事費、またその放線を決めたラインにのって道路工事を改良した場合に幾らかかるかということも、これらの用地測量設計を実施してからはじくということになりますので、今全体で何ぼかかるんだという詳細な数字はちょっとこの設計を待って出てくるということでございます。

ただ、この社会資本総合整備交付金事業の中で、道の駅エリアということで考えてございますので、峠下2号線については現在360メートル着手してございます。その先の2号線の線形、どういふふうな線形がいいのか、また峠下4号線は国道から道の駅の横になりますけれども、新道川までの間はもう改良済みでございます。新道川から上が峠下小学校から来ると、交差点までが狭いということで、大変大型の交通車両も通っているということもございますので、それらも網羅した中でも計画ということで概要として押さえてございます。

ですから、その測量設計等をやって用地の確定面積が出てくる、また線形もどういうふうにしたらいいのだろうかということも出てくる、それに基づいて工事費を積算するというので、工事費がはじかれてくる。

ただ、国へのうちのほうの話という要望の中では、ある程度金額を標準化の中、これも確定ではございません、あくまで標準の金額を算定して利用させていただいた場合、一応2工区いわゆる360メートルから残りの2号線及び峠下4号線の残りの部分を合わせますと、4億円くらい、4億円を超えるような金額が、これは確定ではございません、あくまで標準値を掛けて、用地についてもある程度の今の面積また支障物件もそれらには書いていないという部分で、あくまで最低のラインで考えた場合の工事費ということで概算は出しております。

それらに基づいて、国のほうに補助事業という形で申請をし認められているということでございます。今後、この用地測量設計をやりまして、国のほうに再度また事業の申請をしていくということになりますけれども、その前座の事業を進めるための用地測量設計ということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 住民税非課税世帯への特別給付事業の非課税対象が約5,000世帯を見込んでいます。

一方福祉灯油については、9月補正でこれで行くと860人、さらに今回78人分を追加したということなのですけれども、そのギャップが余りにもちょっと大きいので、本来もっと福祉灯油を申請できる人がたくさんいるのではないかと、そういうところで何かもっと積極的に役場の方がそういうことをするという事はないのかどうか。この数字からも、分かりませんよ、先ほど言ったとおり世帯を厳密に見るとか何とかあるので、数としては減るのは当然なのですけれども、余りにもこの差があるのでそのところをどうなのかと。

それで、78名ぎりぎり予算組んだというの、

これは分かります。多めにとってえいやでやるのではなくて、きちっと前年の申請状況を見ながら推移で今後これぐらいだろうという数字を出したということ。この数字については十分分かりましたけれども、福祉灯油全体としてみっと対象者に声をかけるような必要がないのかどうかというところを、もう一度お聞きしたいなというふうに思います。

それと、非課税世帯の特別給付金事業というのは、これは対象者として住民税非課税世帯と家計急変世帯が概念としてあるのですけれども、これはあくまでも本人からの申請を待った上で審査して該当すれば支給すると、提出に添付資料みたいなものもあるようなのですけれども、ということであなただ該当するかもしれないので申請してくださいとか、そういうようなことはしないというふうに考えていいのかどうか、そのところをちょっとやり方として教えてください。

あと峠下2号線、4号線の関係なのですけれども、道の駅全体の開発ということであれば、温泉施設がまだ来ていないわけですし、まだ諦めた状況ではないようなものなので、その計画がどのように変更されるのかを見た上で、どういう道路設計とかしらいいのかどうかと考えるのですけれども、今言え、もう既に用地測量設計とかわしてしまうと、もうそれに沿って進んでしまうのではないかなと思うのですけれども、その辺の計画についてはまたこれからその測定の結果次第で考えていくということなのかどうか。

もう一度しっかり必要なのかどうか、どうすべきかどうなのかを議論する場を設けてもらいたいと思うのですけれども、その辺の考え方を教えてください。ありがとうございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、福祉灯油の部分の給付金とのギャップでございますが、以前平成27年度、28年度にわたりまして、国の同じような給付金を実施しております。

その際に福祉灯油のほうの案内も同封させていただき、実施しております。それで27年度の実績が同封させていただいた結果、申請決定者数が

837件で申請率が54%、平成28年度は831件で53.4%と、その年はその前の平成26年度は49.6%だったので、給付金のほうに同封して福祉灯油のアピールもしたところ、ある程度の数値上がりしましたが2か年とも54、53%という形でございます。

今回も先ほど質問に答えさせていただきましたが、福祉灯油の部分についても住民税非課税世帯の給付金に案内する際にPRのほうもさせて一緒に同封させていただきながら、実施はしたいというふうには考えております。

それで実際給付金のほうの申請、うちからの支給までの手順の流れでございますが、住民税非課税世帯についても、例えば去年の1月1日現在住民票がある方については、七飯町に税のデータがございます。そういう方については、その世帯がみんな非課税だと分かる場合は国でいうプッシュ型という形で申請書ではなく確認書というものを送らせていただきます。あなたの世帯はこの世帯の内容で、世帯主がいて何人かの名前を記載させていただいて、その世帯の口座番号等分かる場合は口座番号記載させて、この世帯の人数で、この世帯の構成で誰も税の控除の扶養になっていないとかいろいろなものをチェックさせていただいて、最後にこの世帯主の口座に振り込まさせていただきますがいいですかという確認書を町で送りますので、それを返信用の封筒で返してもらってそれで支給するというパターンがございます。

あと1月2日以降に七飯町民になった方については、七飯町に税のデータがございませんので、七飯町に来る前の1月1日現在のときの市町村の税のデータが分かるものを申請してくださいというものを申請書を周知させていただいて、世帯主の例えば免許証とか保険証の確認証とか口座のものを添付して申請していただくというパターンがございます。

次に家計急変世帯でございますが、こちらについては去年の1月1日から12月31日までの12か月間でコロナのウイルス感染症の影響により収入が落ちたという月の、給料であれば給与明細であったりとか、あとは自営業であったらそうい

う売上票とかそういう証明できるものを出していただき、いろいろな控除とか必要経費等そういう必要な書類を出していただいて、その月のものをベースに年間所得をはじき出して、その世帯一人一人皆さんが非課税だねと、この悪かった月の低かった月のもので勘案したらコロナの影響で非課税相当の世帯になりますねと判断された場合は、支給になるというのが家計急変世帯でございますので、そういったものはあくまでも申請の申出という形ということでございますので、手順の仕方が煩雑になるのですがけれども、3種類、4種類あるというところでございます。

また、国のほうの指針もいろいろこの制度を可決したばかりに毎週のように指針が更新されてきますので、今言った中のほかにも新たな世帯が出てくるかもしれません、いま現在はこういう形で手順を進めさせていただくという形でございます。

そういった形で進めさせていただいて、こちら冒頭の提案説明の際も繰越明許させていただくということでございますので、次年度に繰り越した部分については補正の増加とかできませんので、ある程度余裕を持った人数で積算して6億円を見てございますので、先ほどの給付金と福祉灯油のギャップについてもある程度給付金のほうについては家計急変世帯も転入者についても対応しなければならぬものでございますので、七飯町民、基準日で七飯町民以外でも申請時点で七飯町民であれば七飯町が対応しなければならぬというものでございますので、ある程度は急変世帯も数は見ないとならないというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） それでは答弁をさせていただきます。

測量設計してすぐ事業に走るのではないかとということでございますけれども、まず測量設計して事業が着手する、いわゆる国のほうにも申請して事業ができるようになるには、測量設計してから二、三年かかります。

それで、一応全体としての計画はあるのです

が、まずは峠下4号線の新道川から上のほうを町としては重点的に考えさせていただきます。いわゆる先にここが着工できればなということを考えてございます。2号線の360メートルの残り部分については、調査・検討区間ということで、今後こういう線形がいいのではなかろうかということで測量設計をさせていただきながら、状況を見ながらまた財政状況とも突き合わせながら事業を展開していかねばなりませんので、また町道5か年計画もございますので、そういうものとも整合性を合わせながら対応していかなければならないということで考えておりますので、測量をしたから次の年から事業が着手するというのではなくて、あくまで国のほうにも申請して、事業着手できるのは2年から3年後ということになりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第1号令和3年度七飯町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本臨時会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和4年第1回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時40分 閉会

